

横浜市立大学先端医科学研究センター改修工事仕様書

本仕様書は、横浜市立大学先端医科学研究センター改修工事（以下、「工事」という。）の仕様を示すものであり、これに規定のない事項については、公立大学法人横浜市立大学工事請負契約約款（以下、「約款」という。）を適用し、約款に規定のない事項については、横浜市立大学担当職員（以下、「職員」という。）の指示を受けて行うものとする。

1 概要

- (1) 名称 横浜市立大学先端医科学研究センター改修工事
- (2) 場所 神奈川県横浜市金沢区福浦3丁目9番地
横浜市立大学先端医科学研究センター5階
- (3) 内容 先端医科学研究センター5階で内装を中心とした改修工事
- (4) 工期 契約締結日から令和6年5月31日まで

2 一般共通事項

- (1) 工事の特性について
大学職員の職務に対し支障のないよう工法、工程等を検討すること。
- (2) 関係法令について
修繕に関係する法令・条例及び諸規則を遵守すること。
- (3) 技術者の配置について
請負人は建設業法の規定による技術者を配置し、施工の技術上の管理を行うこと。
- (4) 諸官庁届出について
施工に必要な諸官公庁その他への届出は、請負人の責任において遅滞なく全て行うこと。届出を行うにあたっては、届出内容についてあらかじめ職員に報告すること。
- (5) 施工計画書について
請負人は、工事実施日までに、仕様書及び設計図書に対応した施工計画書を作成し職員の承認を受けること。

3 特記仕様

- (1) 一般仕様及び特記仕様
別紙工事設計書及び図面を参照のこと。
- (2) 共通仕様
設計図書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編 最新版）（電気設備工事編 最新版）（機械設備工事編 最新版）」、同「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編 最新版）（電気設備工事編 最新版）（機械設備工事編 最新版）」及び国土交通省大臣官房官庁環境課監修の「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編 最新版）（機械設備工事編 最新版）」による。

4 工事共通仕様

- (1) 作業時間について
原則診療時間外に施工すること。当院患者・職員に影響がない範囲にて日中作業を可能とする。資材搬出入・施工等で工事エリアに立入る際は、前日までに職員に連絡し承認を得ること。

- (2) 作業条件について
騒音及び振動の発生する作業は、土曜、日曜、祝日とする。作業内容の範囲については、職員に確認すること。
- (3) 関係車両の駐車場について
工具・機材等の運搬用車両については業者用駐車場を無料にて利用できるが、通勤等で業務用駐車場を利用することはできない。
- (4) 資材置場について
院内もしくはドライエリア等の露天に確保するが、車両の横付けができない場所もある。
- (5) 作業員詰所について
必要があれば契約後に打合せとする。
- (6) 院内のトイレ使用について
職員指定のトイレを使用すること。
- (7) 資材廃材等の搬出入ルートについて
職員指定のルートで搬出入を行うこと。
- (8) 工事用水・電気利用について
許容内で無償とする。
- (9) 火気使用について
修繕エリア内で火気を使用する作業を行う場合は、事前に職員に連絡し了承を得ること。
- (10) 現場代理人の常駐について
修繕期間中は、原則とし現場代理人が常駐し、工程管理、作業員の監督、風紀衛生の取締、火災等の事故防止に務めること。
- (11) 腕章の着用
技術者及び作業員は、院内において所属会社名が記載された腕章を着用すること。腕章は、請負人で作成すること。
- (12) 作業終了時
現場代理人は、施設担当またはエネルギーセンターで作業終了の報告をすること。

5 提出書類

提出書類	期限	提出部数	その他
契約書	契約時	2部	大学指定書式
工程表	契約後7日以内	同上	同上
着手届出書	契約後7日以内	同上	同上
現場代理人選定通知書	契約後7日以内	同上	同上
下請負人選定通知書	契約後7日以内	同上	同上
施工計画書	契約後7日以内	同上	請負者書式
完成図書	竣工時	2部	同上
完成写真	竣工時	同上	同上
完成届出書	竣工時	同上	大学指定書式

6 支払い

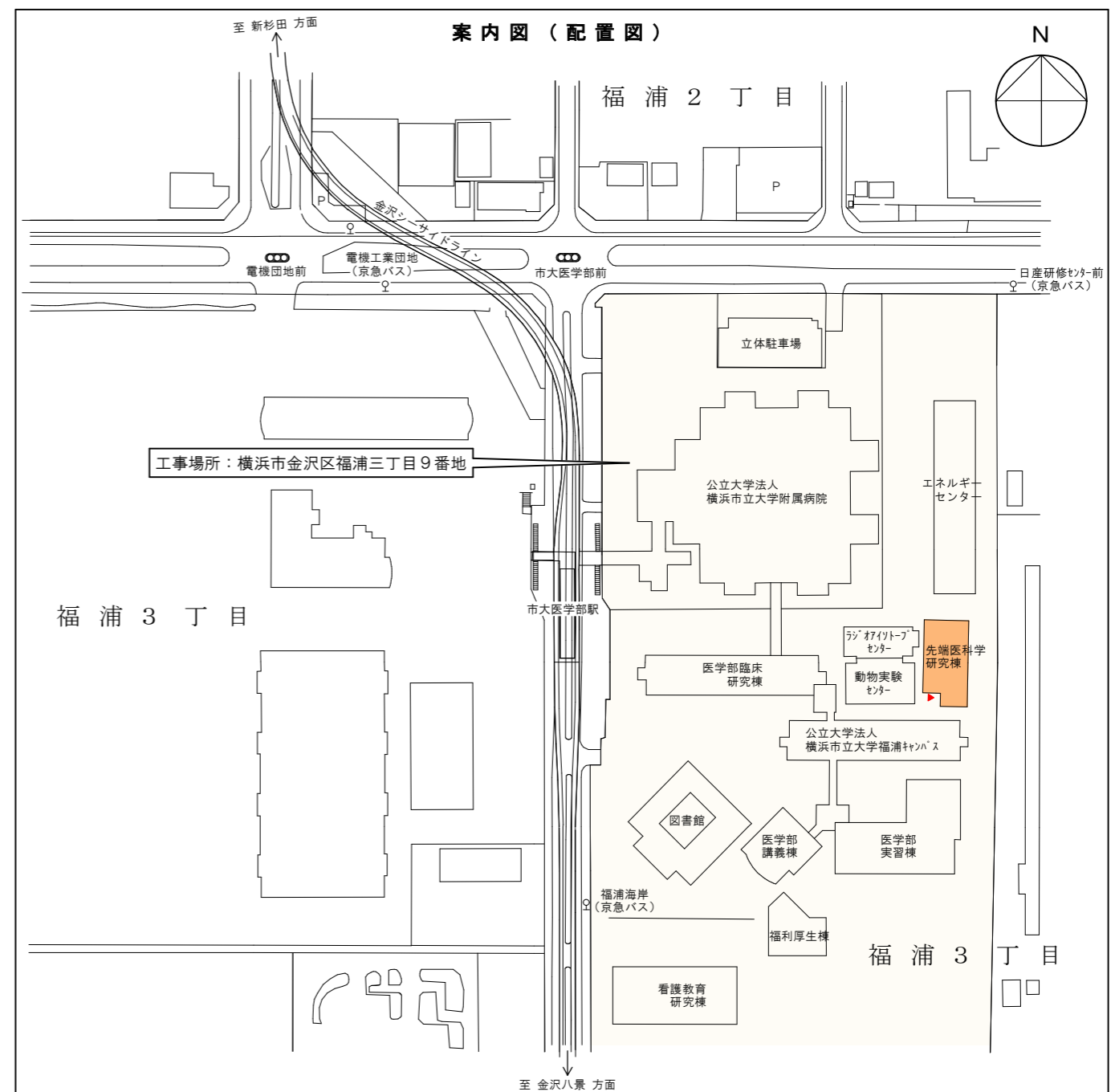
本工事は出来高に応じて、令和6年3月末時点で部分払いを行うものとする。

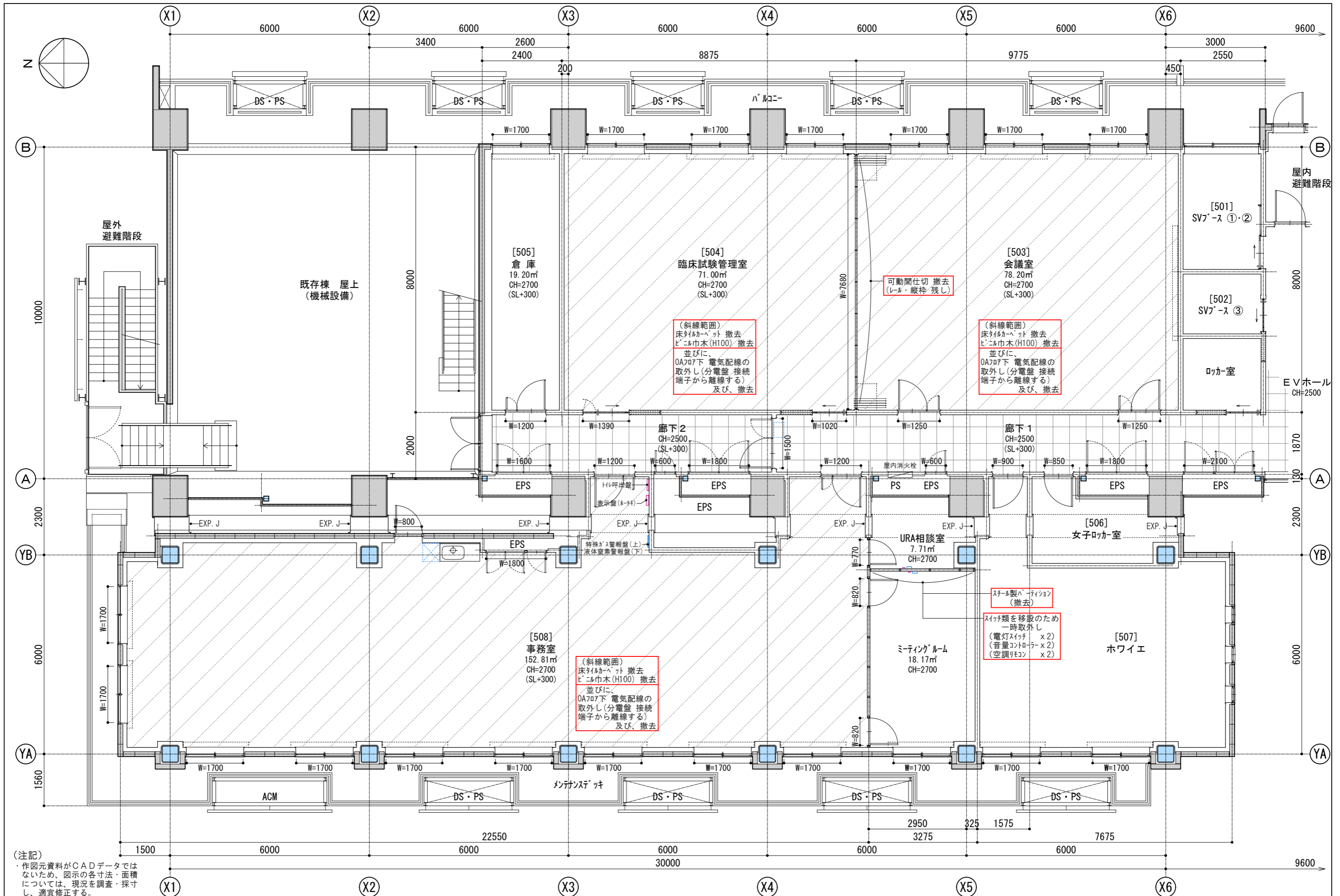
工事概要	
(1) 先端医学科学研究センター（P棟）5階 室用途の変更（下記①～③）に伴う内装改修工事（増築・増床は、無し）	
A、建築工事	
①、[503]会議室・[504]臨床試験管理室	→ 共用機器室 1
②、[508]事務室	→ 共用機器室 2
③、URR相談室・ミーティングルーム	→ 技術員室
・①に伴う、既設可動間仕切の撤去。（レール・縦枠は残置）	
・③に伴う、既設スチール製パーティションの一部撤去。	
・①・②に伴う、床の貼替え。（タイルカーペット → 耐薬品性ビニル床シート）	
・上記 床の貼替えに伴う、巾木の貼替え 及び、巾木貼替え廻り（巾木上部 H300）の壁の塗装塗り替え。	
B、電気設備工事	
・OAフロア下の既設配線の取外し（分電盤 接続端子から離線する）及び、撤去。（共用機器室 1・2）	
・建築工事（既設スチール製パーティションの撤去）に伴う、スイッチ類の移設。（電灯スイッチ・ホリウムコントローラ・空調リモコン）	
C、発生材 運搬・処分	
・各工事に伴う、発生材の運搬・処分。	

施工基準	
(1) 設計図中に特記なき事項については、以下の施工基準による。（各 最新版）	
・[建築工事]	公共建築改修工事標準仕様書・公共建築工事標準仕様書
・[電気設備工事]	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修電気設備工事共通仕様書
電気設備技術基準、内線規程並びに官公庁諸法規に準拠し施工する。	
その他不明箇所は、監督員の指示による。	
(2) 施工上関係する諸法令・規則・条例を遵守、尊重しなければならない。	
(3) 本工事に必要な関係諸官庁等への申請・届出手続きは速やかに請負者が代行し、これに要する費用は請負者の負担とする。	
(4) 本工事の施工に伴う電気・水道等の費用については、請負者は無償で提供を受けられるものとする。	
(5) 工事用車両の駐車スペースについては、指定場所 及び 台数を施設担当官と協議の上、無償で借用できるものとする。	
(6) 現場事務所の設営 及び 工事関係者が利用できるトイレについては、指定場所を施設担当官と協議の上、無償で借用できるものとする。	
(7) 本工事の完了に際しては関係諸官庁の検査合格をもって完成とし、請負者は施設管理者あるいは機器取扱者に対し、取扱説明を行ない、運転並びに保守点検に必要な付属品・工具類・機器取扱説明書・その他必要図書を引き渡す。	
(8) 設計図書に明示のない事項で、技術上・機能上・外観上あるいは工事の性質上 当然必要なものは、監督員の指示より請負者の負担にて施工する。	

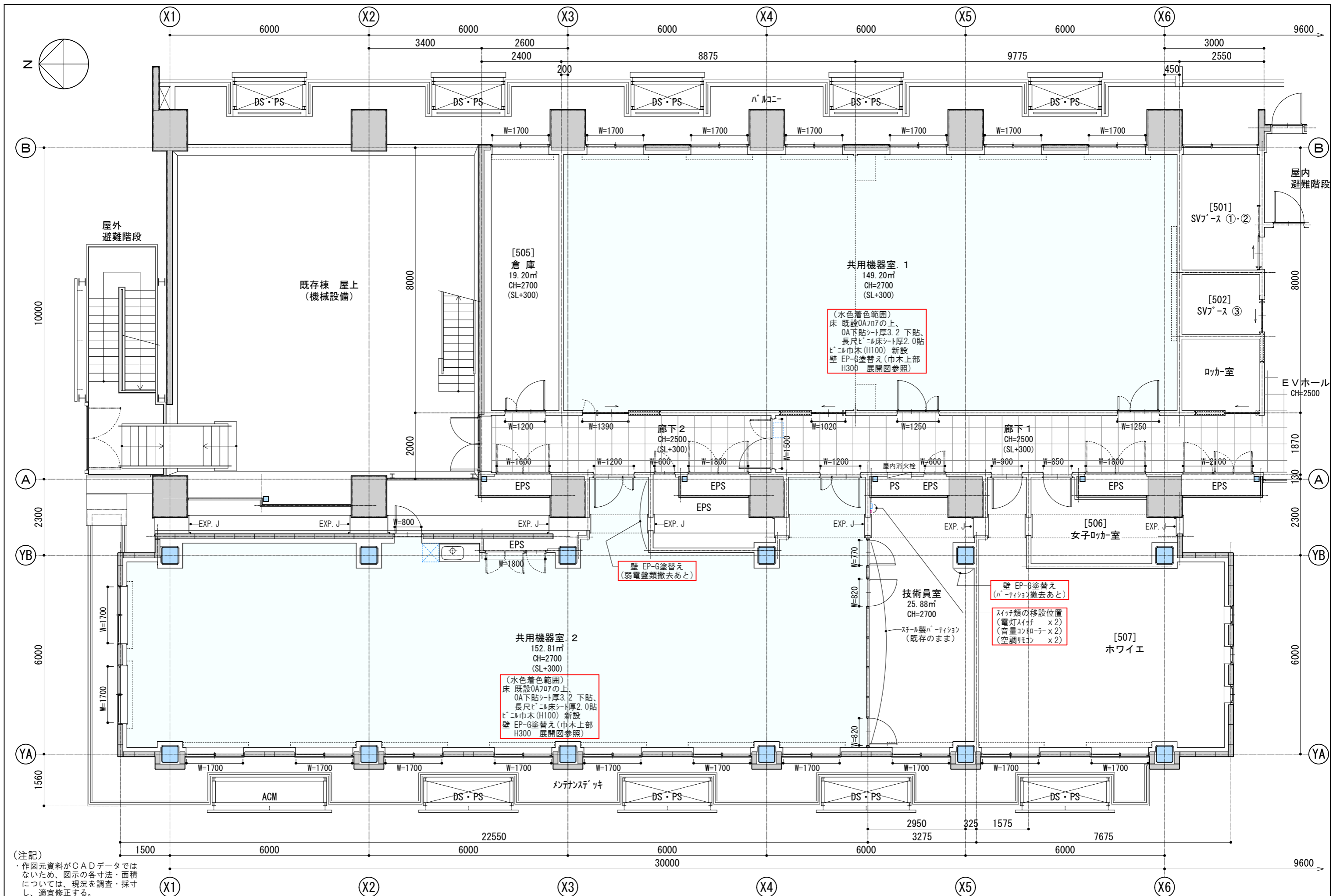
一般事項	
(1) 施工に先立ち関連施工業者と十分打合わせの上、実施工程表を提出する。作成については 資機材・材料機器の搬入の時期及びその方法について綿密に打合わせをすること。	
(2) 別途発注の各工事業者とは着工にあたって十分打ち合わせを行ない、工事区分の確認を行なうこと。	
(3) 施工に先立ち施工計画・施工仕様・安全対策などを記載した「施工要領書」を提出し監督員の承諾を受けるものとする。	
(4) 工事期間中、施工に係る什器・備品類の移動・復旧については、別途工事とする。 （上記の移動については、工事着手以前に完了していることを前提とする）	
(5) 既存 仕上・建具などの撤去に伴う周辺各部の撤去範囲については、特記なき限り周辺300mm程度とし、カッターなどで見切った後、仕上材の撤去を行ない、特記なき限り同材にて仕上直しを行なう。	
(6) 床材の張替え部分は、全て下地のケレン清掃・下地調整を含むものとする。またビニルシート床材は溶接工法とする。	
(7) 塗装替え部分は、全て下地調整を行なうものとし、穴埋め・パテ支いなどをする。	
(8) 【解体・撤去】	
・解体関係法令に基づき、適正な処理を行なうこと。	
・既設配管・配線などに十分注意して施工すること。	
(9) 【その他】	
・工事用搬入口・作業エリア・構内外の作業動線 また、搬入出時間・作業時間などを事前に施設担当官と協議の上、工事着手すること。	
・工事車両が敷地内を走行する際には、施設利用者・施設関係者に十分注意し、必要に応じ誘導員を配置する。	
・材料の搬出入に利用する廊下・階段・EVなどは、必要に応じて養生を行なうこと。	
・火気使用時（溶接作業など）は、床・壁共防災シートにて養生し、消火器を設置すること。	
・工事箇所には、工事関係者以外の施設利用者が容易に入り込めないようにしておく。	
・騒音や振動を伴う作業に於いては、施設側と事前に日程・時間帯の調整を実施すること。	
・万一自動火災報知機感知器が発報した際、工事によるものか否かを確認する方法や 発報を停止する措置を事前に施設担当官と協議を行なっておくこと。	
(補記) ・各図面における図示の寸法・面積等については、工事着手後すみやかに 現況を調査・採寸し、適宜修正をする。	
・化学物質の濃度測定を実施する。（計2箇所：共用機器室 1・2、 測定物質：ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン）	

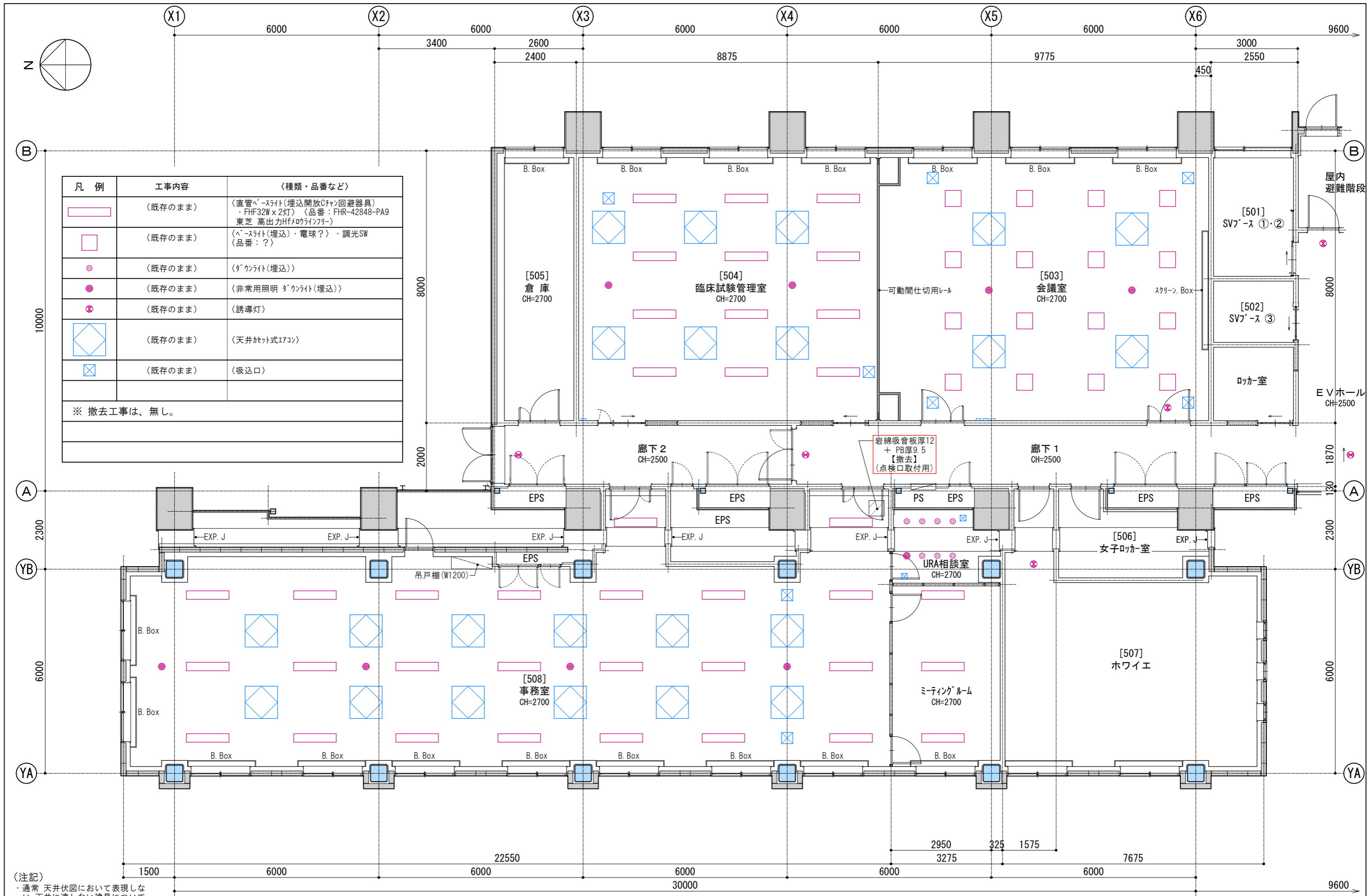
図面リスト		
図面番号	図面名称	縮尺
		(A3出力)
A-01	工事概要・図面リスト・案内図（配置図）	N.S.
A-02	【現況】5階 平面図（撤去図）	1/100
A-03	【改修後】5階 平面図	1/100
A-04	【現況】天井伏図（撤去図）	1/100
A-05	【改修後】天井伏図	1/100
A-06	【改修後】共用機器室 1 平面詳細図	1/60
A-07	【改修後】共用機器室 1 展開図（仕上表）	1/60
A-08	【改修後】共用機器室 2 平面詳細図	1/60
A-09	【改修後】共用機器室 2 展開図(1)（仕上表）	1/60
A-10	【改修後】共用機器室 2 展開図(2)	1/60





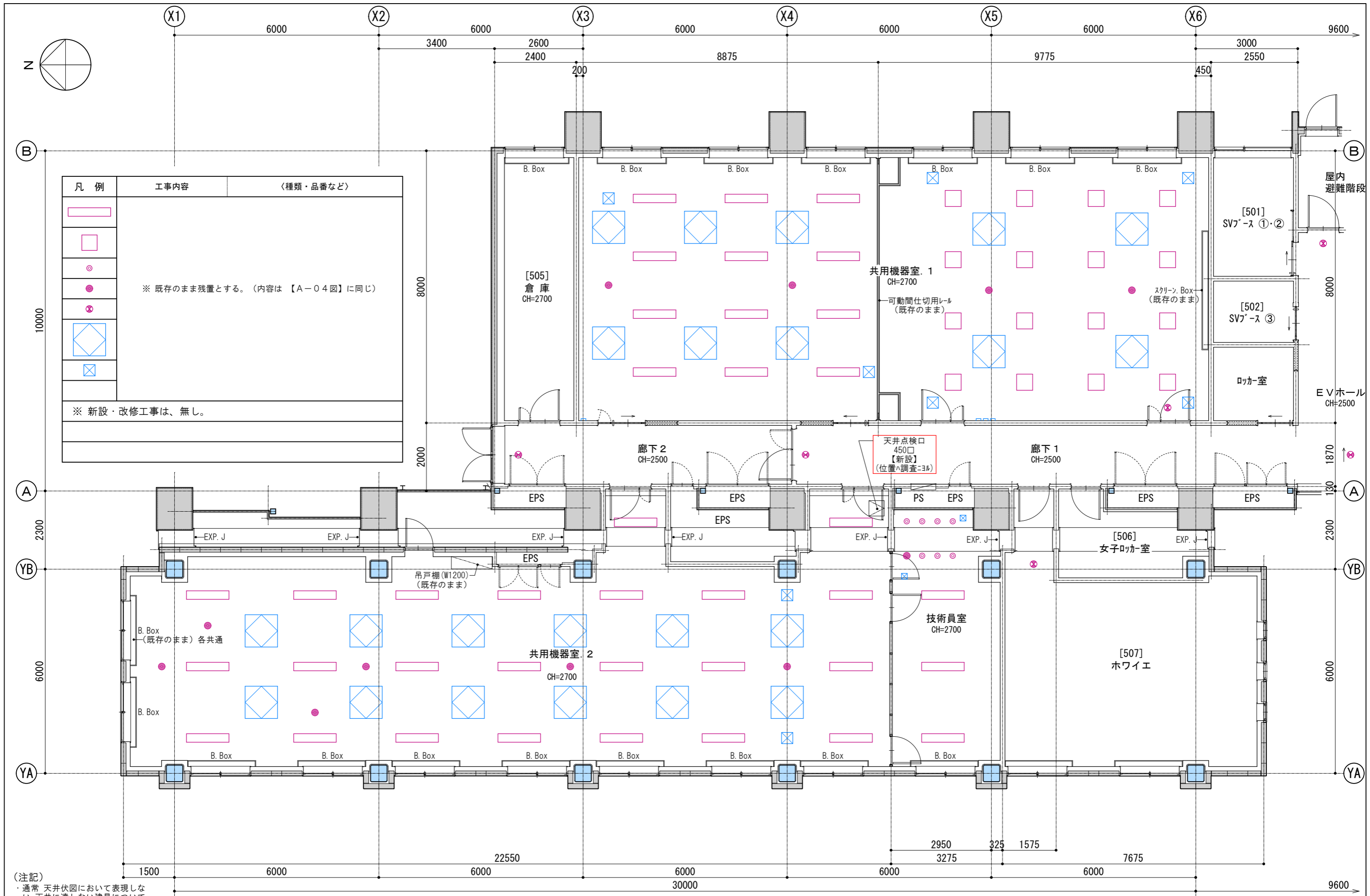
工事名称 横浜市立大学先端医学科学研究センター改修工事	図面名称 【現況】5階 平面図 (撤去図)	縮尺 S = 1 : 100	一級建築士事務所 (有)山田透建築設計事務所 一級建築士事務所 神奈川県知事登録 第13211号 一級建築士 大臣登録 第183685号 山田透	作成 2023.12.28 日付 変更 整理番号	図面番号 A-02
-----------------------------	-----------------------	----------------	--	-----------------------------	-----------





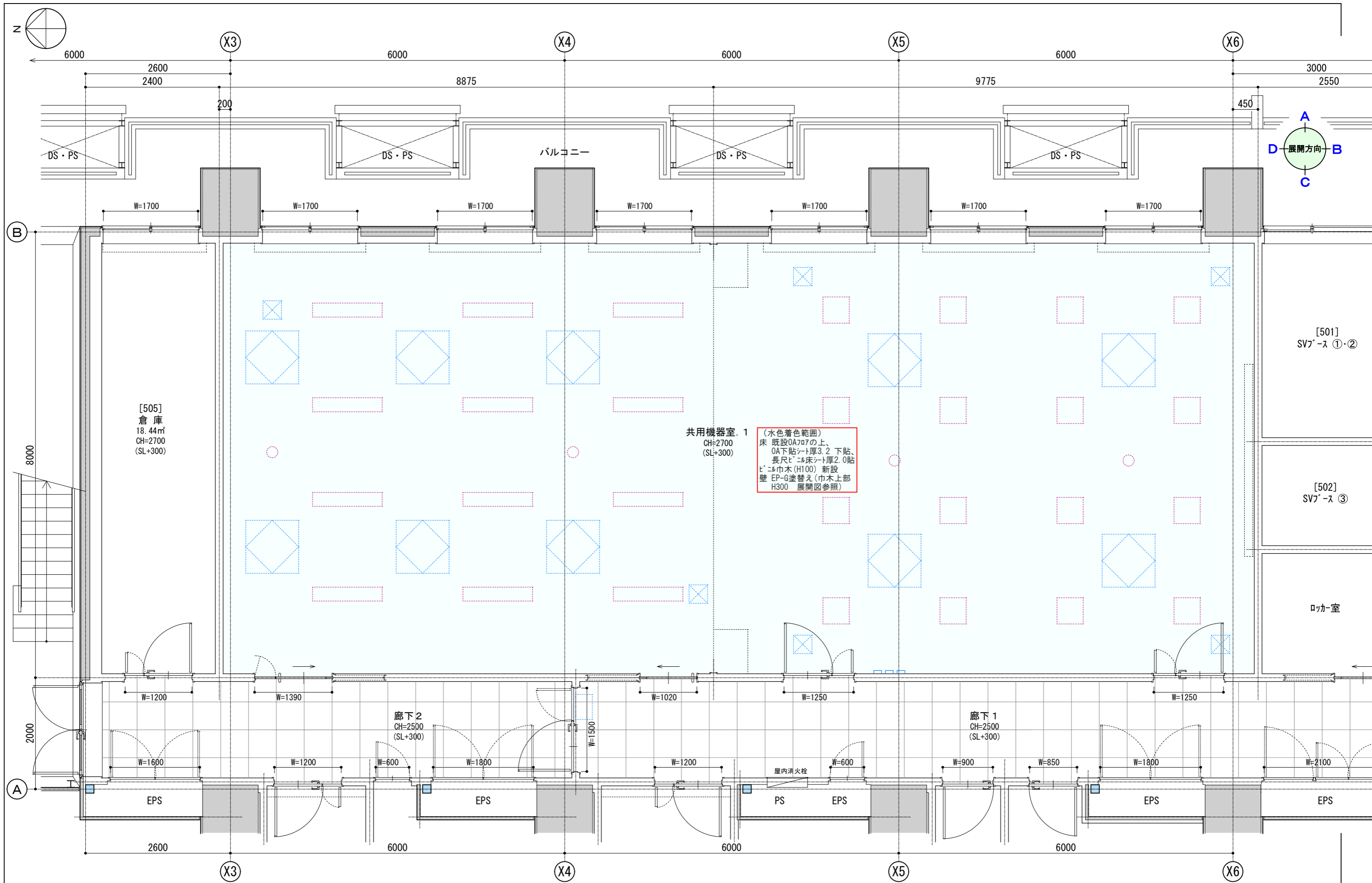
凡例	工事内容	〈種類・品番など〉
	(既存のまま)	〈直管蛍光灯(埋込開放0ファン回避器具)・FHF32W x 2灯〉 (品番: FHR-42848-PA9 東芝 高出力Hfマリンフー)
	(既存のまま)	〈蛍光灯(埋込)・電球?〉・調光SW (品番: ?)
	(既存のまま)	〈ダウライト(埋込)〉
	(既存のまま)	〈非常用照明 ダウライト(埋込)〉
	(既存のまま)	〈誘導灯〉
	(既存のまま)	〈天井セット式エアコン〉
	(既存のまま)	〈吸込口〉
※ 撤去工事は、無し。		

(注記)
 ・通常 天井伏図において表現しない 天井に達しない建具について 室の状況を 分かり易くするため 本図においては 記載している。



凡例	工事内容	<種類・品番など>
	※ 既存のまま残置とする。(内容は【A-04図】に同じ)	
※ 新設・改修工事は、無し。		

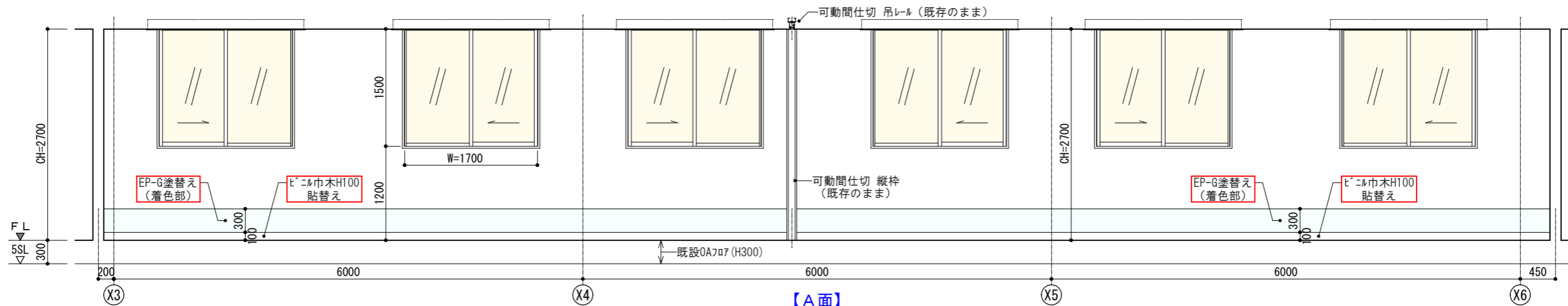
(注記)
 ・通常 天井伏図において表現しない 天井に達しない建具について 室の状況を 分かり易くするため 本図においては 記載している。



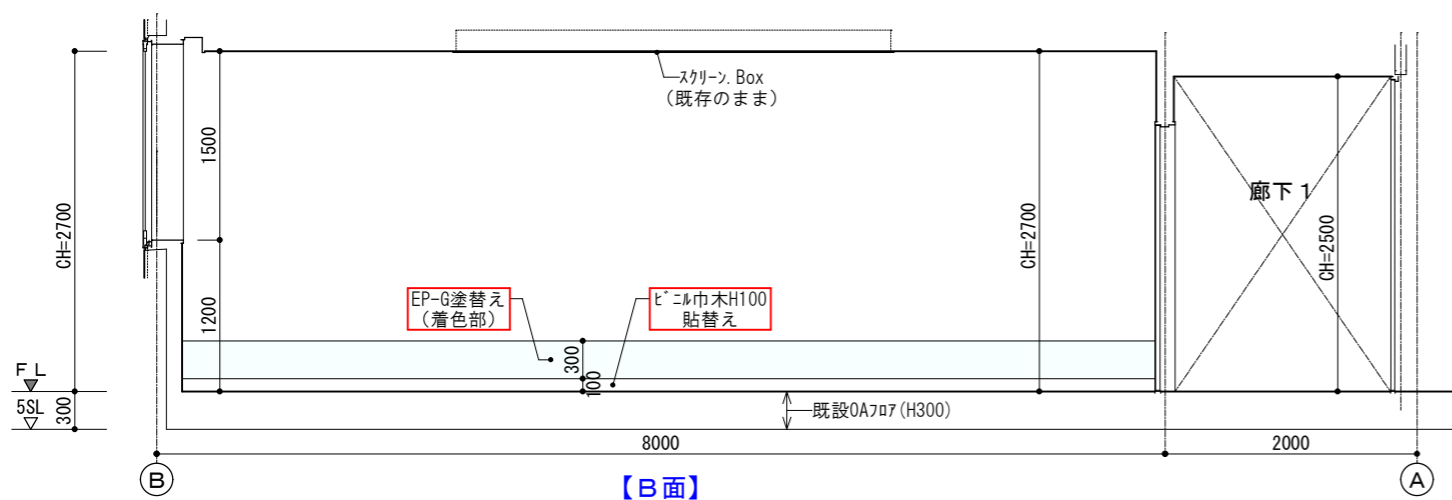
仕上表 臨床試験管理室・会議室

→ 共用機器室 1

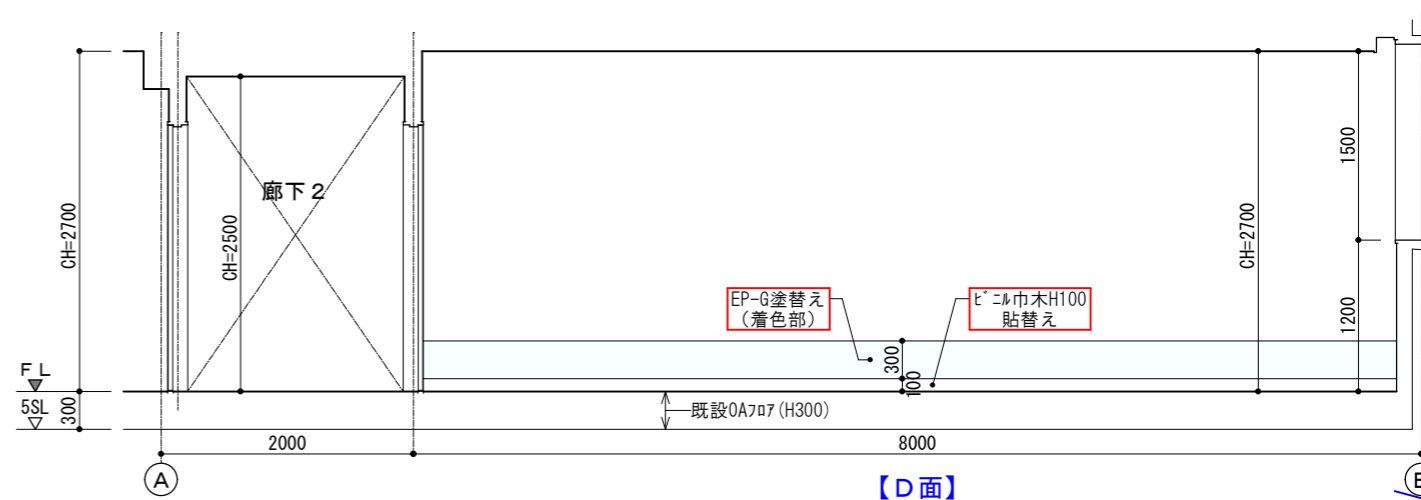
部位	既存	改修	その他	品番・メーカーなど
床	仕上: タイルカーペット厚6.5【撤去】	仕上: 長尺ビニル床シート厚2.0(単層シート)【新設】(耐動荷重・帯電防止・耐薬品・70℃ガス抑止・ケミカル抑止)	・OAフロア下の既設配線の取外し(分電盤 接続端子から離線する)及び、撤去。	・移動荷重用フロア・OG [田島ルフィング] 同等品 ・OA下貼シート [田島ルフィング] 同等品
	下地: OAフロア【残し】	下地: OAフロア【既存】、OA下貼シート厚3.2貼【新設】		
巾木	仕上: ビニル巾木 H=100【撤去】	仕上: ビニル巾木 H=100【新設】		
	下地: 石膏ボード【残し】	下地: 石膏ボード【既存】		
壁	仕上: EP-G塗装【既存のまま】	仕上: EP-G塗装【塗替え】 ※但し 巾木上部(H300)の範囲のみ		
	下地: 石膏ボード【残し】	下地: 石膏ボード【既存】		
天井	仕上: 岩綿吸音板張り(石膏ボード捨張り)【残し】	仕上: 岩綿吸音板張り(石膏ボード捨張り)【既存】		
	下地: LGS下地【残し】	下地: LGS下地【既存】		
備考	・ブラインドボックス(B. BOX)【既存のまま】	・既存OAフロア上面の凹み部について、新設OA下貼シートの下にレベル調整用に同材を切貼する。高さに不具合が生じる場合は、同等材料にてレベル調整をする。		
	・スクリーンボックス【既存のまま】			
	・可動間仕切【扉のみ撤去】、レール・縦枠【残し】			



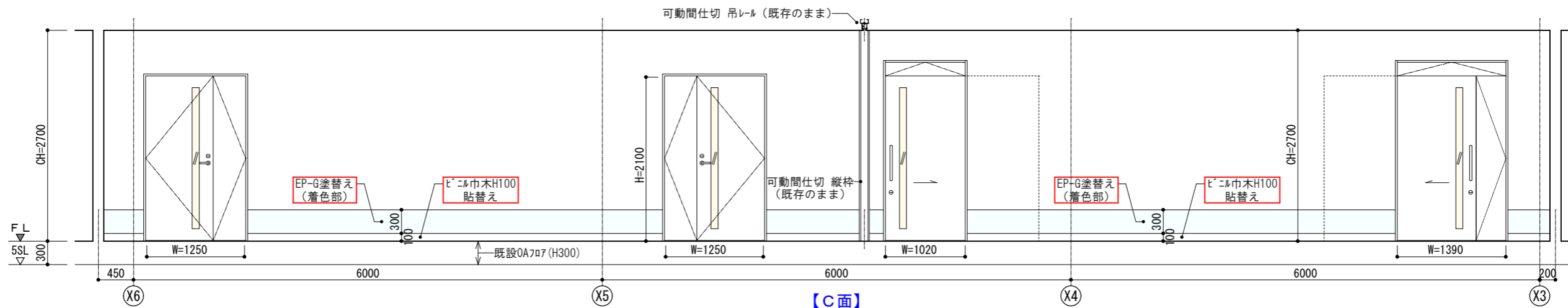
共用機器室 1



【B面】



【D面】



【C面】

